

平成 18 年 8 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

試案「リース取引に関する会計基準(案)」および
試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」
についての意見

(社)日本証券アナリスト協会

このたび公表されました上記試案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、意見を下記のとおり申し上げます。

記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた処理の廃止

所有権移転外ファイナンス・リース取引をオンバランス化するという本試案に賛成する。

借手がリース契約に基づき使用する物件の経済的利益を実質的に享受すると共にそのコストも実質的に負担するファイナンス・リース取引は、その経済的実態に注目し売買取引として会計処理を行うべきであるが、わが国ではファイナンス・リース取引を所有権移転リース取引と所有権移転外リース取引に区分し、所有権移転外リース取引については注記をすればオフバランス化できるという例外規定を設け、実際にはほとんどのケースで「例外」が常態と化するという国際的に見て極めて異例な会計処理が慣行となってきた。

所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースの判別基準はリース契約中または終了時の所有権移転、リース契約中または終了時の物件買取、特別仕様の3点である(「適用指針(案)」第10項)。上記のうち と は、いずれもリース契約終了時の取扱いに係わるものであり、リース契約中の経済的実態は所有権移転リースと所有権移転外リースで何ら異なる点はなく、これをもって所有権移転外リースにのみオフバランス化を認めるのは合理性に乏しい。なお、点目はオーダーメイドのリースを指し、これを所有権移転リースとしてオンバランス化するのは自明である。

そもそも事業用にどれだけの資産を用いているかを把握するためには、オペレーティング・リースも含め全リース資産をオンバランス化すべきであるという意見さえある中で、上記のとおり合理性に欠ける会計処理を認めるべきではない。海外の会計基準とのコンバージェンスが喫緊の課題となる中で、所有権移転外リース取引のオンバ

ランス化は早急に実現すべきである。

当協会が所属の検定会員を対象に昨年の秋に行ったアンケート調査でも、ファイナンス・リースは全てオンバランス化すべきという意見を64%が支持している。さらに、短期リースを除きオペレーティング・リースを含む全リースをオンバランス化すべきという意見も61%が支持しており、リース取引のオンバランス化は財務諸表ユーザーのコンセンサスと言えよう(アンケート結果は当意見書末尾に掲載)。

一部のアナリストは、所有権移転外ファイナンス・リース取引の注記情報によって財務諸表を修正できるので、敢えて当該リース取引をオンバランス化しなくても企業分析に支障はないという意見を持っている。これも、一面の真実ではあるが、財務諸表のユーザーはプロのアナリストのみではないこと、所与の財務諸表数値を前提に計量的分析によって分析を行う投資家も存在すること、海外企業との比較の容易さ等を勘案すると、やはりオンバランス化を図るべきと考える。

2. 解約不能オペレーティング・リース取引

解約不能のリースであって、リース料の現在価値が物件価格の90%未満もしくは解約不能期間が耐用年数の75%未満である場合にはオペレーティング・リースとみなされる(「適用指針(案)」第9項)。試案の内容が会計基準となった場合に、リース取引を上記90%・75%基準からオペレーティング・リース取引と看做されるよう設計し、もって当該リース取引のオフバランス化を図る動きが顕著となる懸念がある(現実に海外ではそうした事例がある)。

この観点からは、解約不能オペレーティング・リースもオンバランス化するのが理想であるが諸般の観点からこれが現時点における現実的な選択として困難であるならば、将来において上記オペレーティング・リースの濫用が実際に生じた場合には速やかに解約不能オペレーティング・リースのオンバランス化を図るべきである。

3. 適用時期の扱い

本試案は、通常の公開草案とは異なり会計基準及び適用指針に関する適用時期を定めずに公表するものであり、今後の状況を踏まえ時期を定めることとしている。わが国のリース会計は税務と密接に関わっており、税務上の取扱いが決まっていない現状で適用時期を確定できないという立場は一定の理解が可能である。しかしながら、本件はおよそ8年間にわたって検討してきた案件である、またIASBとのコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおいても、短期的な項目として位置付けられていることもあり、これ以上いたずらに放置すべきものではない。ASBJとしても税務上の不透明性が解消されるべく各方面に働きかけ、早急に試案の内容が会計基準及び適用指針として実施される事を強く要望する。現実的な解決策としては、1~2年の猶予期間をもうけて適用時期を確定し、この間に税務上の取扱いの決定を促すという方策も検討すべきであろう。

4. 適用初年度の取扱い

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、適用初年度の取扱いとして、一定の注記を条件に引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する方法も認めるという本試案に対して、実務的に経過措置は財務諸表作成者にとって必要という賛成意見と旧基準による処理と新基準による処理が混在することにより財務諸表利用者にとっては不便であり、せつかくの新基準導入の意義が薄れるとの反対意見とに分かれた。新基準の導入にあたり、混乱を避け、よりスムーズな移行がなされるためには、「適用指針(案)」第 74 項の例外規定を当該リース取引が重要でない場合に限定することが望ましい。

5. アナリスト・アンケート結果

上記 1. でふれたアナリスト・アンケートの結果は下記のとおり。なお、アンケートの全文は下記当協会ホームページを参照されたい。

<http://www.saa.or.jp/research/kaikei02.html>

[企業会計基準についてのアナリスト調査] (2005 年 10 月)

リース会計 (国内での現状)

わが国の会計基準では、ファイナンス・リースのうち、所有権が移転しないものは売買処理が原則ですが、注記によって賃貸借処理とすることが可能であり、現実に相当のリース資産がオフバランス処理されています。このような処理についてどう思いますか。

A	賛成。注記で十分な情報が得られるので、現行方式で可。	20.6
B	反対。ファイナンス・リースは全てオンバランスとすべき。	64.0
C	よくわからない	13.6
D	その他	1.8

リース会計 (国際的な動向)

国際的には、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をなくし、短期のリースを除き、借手は全てオンバランス化する案が検討されています。こうした案についてどう思いますか。

A	賛成。どちらも、資産を事業に用い支払義務を負うという点は共通しているため、共にオンバランスとすべきである。	60.7
B	反対。ファイナンス・リースとオペレーティング・リースでは性格が違うので、両者を区別する現行の処理が妥当である。	24.4
C	よくわからない	12.5
D	その他	2.4

* 当協会の会員のうちメールアドレスを登録している 11,797 名を対象に調査。
回答者 974 名、回収率 8.3%。

以 上